

## 規 則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十二号

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県本人確認情報等保護審議会規則

第一条中「埼玉県本人確認情報保護審議会」を「埼玉県本人確認情報等保護審議会」に改める。

附 則

この規則は、埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第八号）の施行の日から施行する。